

# 骨子案

## 第五期岐阜県地震防災行動計画 【令和7年度～11年度】



根尾谷断層 水鳥の断層崖(明治24(1891)年)

[原画提供:岐阜県歴史資料館]

令和7年3月

岐 阜 県

# 目次

|   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | 第五期行動計画の策定について      |   |
|   | (1) 策定の経緯           | 1 |
|   | (2) 策定のポイント         | 3 |
| 2 | 対象とする地震及び被害想定       |   |
|   | (1) 対象とする地震         | 5 |
|   | (2) 発生が想定される地震の被害想定 | 7 |
| 3 | 行動計画の基本目標等          |   |
|   | (1) 基本目標            | 8 |
|   | (2) 計画期間            | 8 |
|   | (3) 実施状況の点検         | 8 |
| 4 | 行動計画の施策体系           | 9 |

## 以下の項目は、今後、施策の具体化などを検討した上で記載

|   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| ● | 地震防災行動計画（施策項目と施策）    |     |
|   | (1) 予防対応による減災対策      | ・・・ |
|   | (2) 応急対応による減災対策      | ・・・ |
|   | (3) 復旧・復興対応による減災対策   | ・・・ |
|   | (4) 原子力防災対策          | ・・・ |
| ● | 行動計画の目標指標一覧          | ・・・ |
| ● | 参考資料                 |     |
| ◆ | 過去の地震被害              | ・・・ |
| ◆ | 「迫る地震に備えましょう」パンフレット  | ・・・ |
| ◆ | 岐阜県地震防災対策推進条例        | ・・・ |
| ◆ | 岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱 | ・・・ |

# 1 第五期行動計画の策定について

## (1) 策定の経緯

### ◆ 平成17年4月 「岐阜県地震防災対策推進条例」を施行

自助、共助の考え方を基に、平時はもとより震災時における県民及び事業者の役割を明らかにし自助・共助を促すとともに、行政が果たすべき責務を明確にし、県が地震防災対策として実施する基本的事項を定め、関係者の協力の下、これらを総合的に推進していくことが定められています。この中で、県が、地震防災行動計画を策定することが定められています。

#### ○岐阜県地震防災対策推進条例（平成17年4月1日から施行）

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災対策に関し、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民及び事業者による相互の信頼関係に基づく協働体制を確立し、地震災害に強い安全な地域社会づくりの実現を図ることを目的とする。

（行動計画）

第七条 知事は、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定める。

一 地震防災に関する施策の目標

二 地震防災に関する施策の概要

三 前二号に掲げるもののほか、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 知事は、地震防災に関する施策の実施状況を点検し、必要に応じ、行動計画の見直しを行うものとする。

### ◆ 平成18年4月 「岐阜県地震防災行動計画」 （平成18年度～22年度）

予防対策（予防効果による減災対策）、応急対策（応急対策による減災対策）復旧・復興対策（復旧・復興時期の減災対策）の3つの時系列別の減災対策のもと、県、市町村、県民、事業者が実施する地震防災対策の施策を取りまとめ、広く内容を公表し、地震防災対策を推進してまいりました。

（予防、応急、復旧復興の3つの減災対策30項目269施策）

### ◆ 平成23年4月 「第二期岐阜県地震防災行動計画」 （平成23年度～27年度）

第一期計画策定後発生した近年の地震災害（新潟県中越沖地震、能登半島地震、岩手宮城内陸地震など）の教訓や地震防災に関する県民の意見に基づき、見直し作業を行い、その結果を「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」で検討していただき、新たな5箇年計画として発表しました。

（予防、応急、復旧復興の3つの減災対策31項目288施策）

◆ 平成23年10月 「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

平成23年3月11日の東日本大震災の発生を踏まえ、震災の教訓を行動計画に反映するため、県内の各界、各層の有識者の見識を集約した震災対策検証委員会報告に基づき、第二期計画の見直しを行い、再度、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」で検討していただき、第二期地震防災行動計画(改訂版)として発表しました。

◆ 平成25年12月 「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

県の南海トラフ巨大地震等の被害想定調査結果を平成25年2月に公表したことを受け、平成25年3月に岐阜県地域防災計画が見直されたことから、本計画においても計画内容、関係箇所<sup>①</sup>の精査を行い、必要に応じて追加・修正等を行いました。

◆ 平成26年3月 「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正や同月に公表した県の放射性物質拡散シミュレーション調査結果並びに同年10月策定の国の原子力災害対策指針等を受け、県地域防災計画を改訂したことに伴い、本計画においても施策体系を整理するとともに新規施策を加える等、原子力防災対策を充実させました。

◆ 平成28年3月 「第三期岐阜県地震防災行動計画」

(平成28年度～令和元年度)

地震に対する予防対策、応急対策、復旧・復興対策の3つの時系列別の減災対策及び原子力防災対策について、県、市町村及び県民の皆さまが実施する地震防災対策の施策を取りまとめました。また、岐阜県強靱化計画の策定等を踏まえた施策の見直し等も併せて行い、計画期間は県強靱化計画(平成27年度～令和元年度)と終期を合わせ、平成28年度からの4年間としました。

(予防、応急、復旧復興の3つの減災対策及び原子力防災対策

40項目440施策)

◆ 平成28年熊本地震の課題を踏まえた施策への反映

「平成28年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について」(平成28年8月取りまとめ)で整理された課題について、現行の行動計画に加えて実施すべき施策や表現の見直しを行うべき内容について、見直しを行いました。

◆ 令和2年3月「第四期岐阜県地震防災行動計画」（令和2年度～令和6年度）

第2期岐阜県強靱化計画（令和2年度～6年度）に位置づけた地震防災対策や、「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始に伴い策定した「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の内容を本計画に盛り込みました。

（予防、応急、復旧復興の3つの減災対策及び原子力防災対策

4 1 項目 5 1 2 施策）

## （2）策定のポイント

令和6年の元旦に発生した能登半島地震を受け、本県において実施した震災対策の見直し（令和7年1月に最終報告を公表）の内容や、第3期岐阜県強靱化計画（令和7年度～11年度）に位置づけた地震防災対策を踏まえ、本計画の見直しを行いました。

特に、令和6年8月には「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されたほか、100を超える活断層が県内に存在することも踏まえ、避難所での災害関連死の防止や複合災害での被害軽減も念頭に、県民による自助・共助の力を最大限に引き出すための施策に加え、受援体制の強化、防災教育・人材育成、官民連携による地域の防災力強化、デジタル等新技術の活用  
の観点を盛り込みました。

（予防、応急、復旧・復興の3つの減災対策及び原子力防災対策

●●項目 ●●施策）

### ①令和6年能登半島地震を踏まえた震災対策の見直しを反映

- ・「能登半島地震に学ぶ」として、4つのテーマを軸に震災対策を見直し
- ・本県としてかつてない規模で行った被災地での支援活動により得られた経験や知識、国の検証結果等も取り入れた最終報告の内容を本計画に反映

#### <能登半島地震を踏まえた震災対策の見直し>

- ・庁内に20名規模のプロジェクトチームを設置
- ・能登半島地震で明らかとなった状況、被災地での支援活動に当たった職員などからの報告を踏まえ、大きく以下の4つのテーマを軸に見直しを実施
  - テーマ1：孤立やライフライン途絶の長期化への対策強化
  - テーマ2：建物耐震化の促進
  - テーマ3：避難所における生活・衛生環境の改善
  - テーマ4：災害対応における県・市町村間の連携強化
- ・かつてない規模（延べ17,000人・日を超える人的支援）で支援活動に当たった経験や知識を活かすため、支援職員等を対象にアンケート
- ・県と岐阜大学で共同設置している「清流の国ぎふ防災・減災センター」の有識者とも議論を重ね、今後の震災対策を整理
- ・令和6年6月に「能登半島地震に学ぶ」と題して「中間報告」を取りまとめ、その後、国ワーキンググループによる検証結果や市町村の意見などを盛り込み、令和7年1月に「最終報告」を公表

## ②第3期岐阜県強靱化計画に位置づけた地震防災対策の反映

- ・令和7年度からの5カ年計画である第3期県強靱化計画に位置づけた地震防災対策を本計画に反映

### <岐阜県強靱化計画>

- ・国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**本県の強靱化に係る他の計画等の指針**となるべきものとして策定  
(国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画)
- ・以下の4つを基本目標とし、**どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県をつくり上げる**ために策定
  - 1 県民の生命の保護が最大限図られること
  - 2 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - 3 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - 4 迅速な復旧復興
- ・国の「国土強靱化基本計画」の方針に新たに位置づけられた“**地域の防災力の強化**” “**デジタル等新技術の活用**”の観点を反映
- ・第3期岐阜県強靱化計画の策定に当たっては、29の「**起きてはならない最悪の事態**」を設定し、これを回避するために不足する部分を整理・分析する「**脆弱性評価**」を実施
- ・「岐阜県強靱化有識者会議」や「岐阜県強靱化推進本部員会議」を開催したほか、議会や市町村、パブリックコメントによる県民からの意見を踏まえ令和7年3月に計画を策定

### このほか策定のポイントとして、今後、以下を検討

- ▶ 行政だけでなく県民・事業者の皆さまと共に対策に取り組んでいく観点の明記を検討
- ▶ フェーズフリー<sup>\*</sup>やローリングストックなど、県民・事業者の皆さまに取り組んでいただく対策（自助・共助）の明確化を検討
  - ※ “いつも”と“もしも”の垣根をなくし、日頃、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる考え方
- ▶ 重点的に取り組む施策や5年先を見据えた目標指標を設定し、県民・事業者の皆さまと共有できるよう検討
- ▶ 県民・事業者の皆さまが各施策をイメージ・理解しやすいよう、できる限り写真や画像を用いることを検討

## 2 対象とする地震及び被害想定

### (1) 対象とする地震

岐阜県に被害をもたらす可能性のある地震のうち、特に切迫性の高いもの、被害規模が大きいものを選定し、本計画の対象とします。

#### 海溝型地震

- ・南海トラフ地震

#### 内陸直下地震

- ・養老－桑名－四日市断層帯による地震
- ・揖斐川－武儀川断層帯（濃尾断層帯）による地震
- ・長良川上流断層帯による地震
- ・屏風山・恵那山及び猿投山断層帯による地震
- ・阿寺断層帯による地震
- ・跡津川断層帯による地震
- ・高山・大原断層帯による地震

地震調査研究推進本部による30年以内の地震発生確率(2024年1月1日時点)

【海溝型地震】 IIIランク：南海トラフ地震

【内陸直下地震】 Sランク：阿寺断層帯

高山・大原断層帯

Aランク：養老－桑名－四日市断層帯

屏風山・恵那山－猿投山断層帯

Zランク：跡津川断層帯

Xランク：揖斐川－武儀川断層帯（濃尾断層帯）

長良川上流断層帯

<凡例>

IIIランク：30年以内の地震発生確率が26%以上

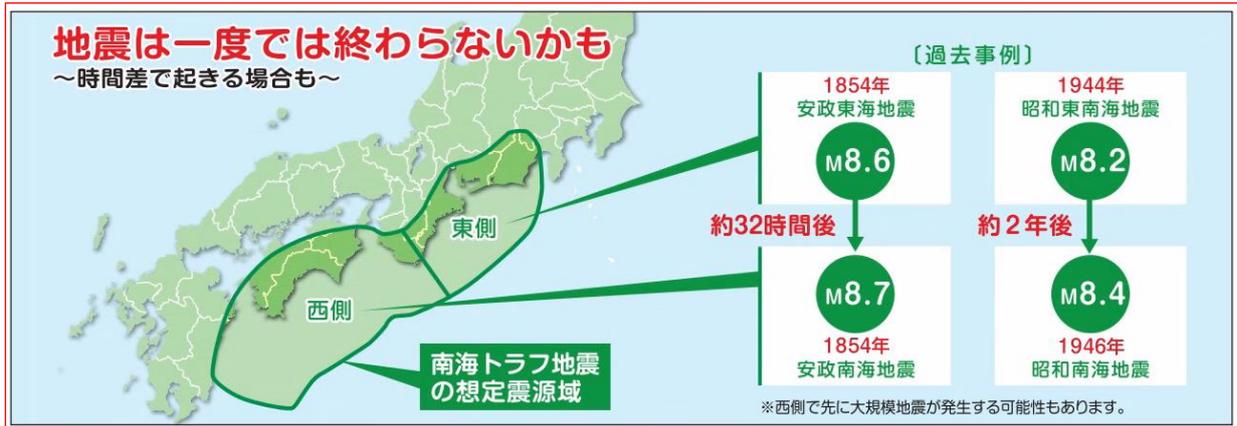
Sランク：30年以内の地震発生確率が3%以上

Aランク：30年以内の地震発生確率が0.1%～3%未満

Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満

Xランク：発生確率が不明

<南海トラフ地震の想定震源域>



<岐阜県の活断層図>

**凡例**

- 確実度Ⅰ** 活断層であることが確実なもの
- 確実度Ⅱ** 活断層であると推定されるもの
- 確実度Ⅲ** 活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因で形成された疑いの残るもの
- 伏在断層** 沖積層下に伏在する活断層の推定位置



## (2) 発生が想定される地震の被害想定

県では将来発生が予想される主な地震について、想定される震度と被害を調査し、公表しています。

※平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

(県ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9601.html>)

※平成30年度内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査

(県ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/19732.html>)

### <主な地震の被害想定>

|          |          | 南海トラフ地震           | 養老-桑名-四日市断層帯による地震   | 揖斐川-武儀川断層帯(濃尾断層帯)による地震 | 長良川上流断層帯による地震       |        |
|----------|----------|-------------------|---------------------|------------------------|---------------------|--------|
| 建物被害     | 全壊       | 35,000棟           | 68,000棟             | 77,000棟                | 26,500棟             |        |
|          | 揺れによる被害  | 7,800棟            | 50,000棟             | 60,000棟                | 18,000棟             |        |
|          | 液状化による被害 | 28,000棟           | 18,000棟             | 17,000棟                | 8,300棟              |        |
|          | 急傾斜地崩壊   | —                 | 30棟                 | 180棟                   | 100棟                |        |
|          | 半壊       | 100,000棟          | 113,000棟            | 130,000棟               | 58,600棟             |        |
|          | 揺れによる被害  | 58,000棟           | 85,000棟             | 104,000棟               | 46,000棟             |        |
|          | 液状化による被害 | 42,000棟           | 28,000棟             | 26,000棟                | 12,600棟             |        |
|          | 焼失棟数     | 10棟               | 370棟                | 430棟                   | 90棟                 |        |
|          | 人的被害     | 死者                | 470人                | 3,100人                 | 3,700人              | 1,100人 |
|          |          | 建物被害              | 470人                | 3,100人                 | 3,700人              | 1,100人 |
| 火災被害     |          | —                 | 20人                 | 20人                    | —                   |        |
| 急傾斜地崩壊   |          | —                 | —                   | 10人                    | —                   |        |
| 負傷者(重傷者) |          | 13,000人<br>(830人) | 26,000人<br>(5,600人) | 30,500人<br>(6,200人)    | 11,700人<br>(1,900人) |        |
| 建物倒壊     |          | 13,000人           | 26,000人             | 30,400人                | 11,700人             |        |
| 火災被害     |          | —                 | 20人                 | 20人                    | —                   |        |
| 急傾斜地崩壊   |          | —                 | —                   | 10人                    | —                   |        |
| 要救助者数    |          | 1,800人            | 12,000人             | 13,000人                | 2,800人              |        |
| 避難者      |          | 161,000人          | 240,000人            | 272,000人               | 87,000人             |        |

(注1) 地震による被害は、地震の発生時刻や気象条件により変化することから、被害想定調査において、「冬の午前5時」及び「夏の昼12時」、「冬の午後6時」の3ケースについて被害想定を行い、最も被害が大きかった「冬の午前5時」の被害想定を表示。

(注2) 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

(注3) 表の“—”印の数値は、ごく僅かな被害を示す。

## 3 行動計画の基本目標等

### (1) 基本目標

第5期行動計画においては、第3期岐阜県強靱化計画（令和7年度～11年度）の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、地震防災対策を推進します。

- 1 県民の生命の保護が最大限図られること
- 2 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

### (2) 計画期間

以下のとおり、第3期岐阜県強靱化計画（令和7年度～11年度）と計画期間を合わせることにより、互いに足並みを揃えて地震防災対策を推進します。

令和7年度から11年度までの5年間

### (3) 実施状況の点検

計画期間の毎年度において、本計画に定める施策の進捗状況を県危機管理部が点検するとともに、その点検結果を「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」に報告します。その上で、委員からの助言を得て必要に応じ本計画の見直しを行います。

「岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱」…参考資料として巻末に添付

## 4 行動計画の施策体系

### ◆ 予防対応による減災対策

| 施策分野                            |     |       |
|---------------------------------|-----|-------|
| 施策項目                            | 施策数 | 掲載ページ |
| <b>1 地震に強いまちづくり</b>             |     |       |
| (1) 都市基盤の整備強化                   |     |       |
| (2) 住宅耐震化等の促進                   |     |       |
| (3) 公共建築物耐震化等の推進                |     |       |
| (4) 公共土木構造物等の防災対策の推進            |     |       |
| (5) 液状化対策の推進                    |     |       |
| (6) 孤立地域対策の推進                   |     |       |
| <b>2 地域防災力の強化</b>               |     |       |
| (1) 地域防災力（自主防災）の強化              |     |       |
| (2) 防災訓練の実施                     |     |       |
| (3) 災害検証とマニュアルへの反映              |     |       |
| (4) 要配慮者避難支援対策の充実               |     |       |
| (5) 地域の消防力の確保・充実                |     |       |
| (6) 地域防災計画等の充実                  |     |       |
| (7) 行政における業務継続対策の強化             |     |       |
| (8) BCP・産業防災の推進                 |     |       |
| <b>3 地震防災における教育・啓発</b>          |     |       |
| (1) 地震防災意識向上のための県民運動の推進         |     |       |
| (2) 災害伝承等の地震防災教育の推進             |     |       |
| (3) 防災に関する人材の育成・活躍促進            |     |       |
| <b>4 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策の強化</b> |     |       |
| (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策の強化      |     |       |
| (2) 南海トラフ臨時情報の普及啓発              |     |       |

### ◆ 応急対応による減災対策

| 施策分野                       |     |       |
|----------------------------|-----|-------|
| 施策項目                       | 施策数 | 掲載ページ |
| <b>5 迅速な初動対応</b>           |     |       |
| (1) 災害対策本部の初動体制強化          |     |       |
| (2) 被災情報の収集と提供及び関係機関との情報共有 |     |       |
| (3) 公共土木施設復旧体制の早期整備        |     |       |
| (4) 輸送の確保                  |     |       |

| 施策分野                            |     |       |
|---------------------------------|-----|-------|
| 施策項目                            | 施策数 | 掲載ページ |
| <b>6 救急・救助体制の充実</b>             |     |       |
| (1) 医療救護体制の充実                   |     |       |
| (2) 医療インフラ・情報体制の整備              |     |       |
| (3) 救急・救助等の受援体制の整備              |     |       |
| <b>7 避難所の迅速かつ適切な運営</b>          |     |       |
| (1) 避難所の運営体制の整備                 |     |       |
| (2) 配慮が必要な避難者への対策の推進            |     |       |
| <b>8 受援・支援体制の整備</b>             |     |       |
| (1) 応急危険度判定体制の充実                |     |       |
| (2) 避難生活支援体制の整備                 |     |       |
| (3) し尿・トイレ対策の充実                 |     |       |
| (4) 食料・物資の供給体制の整備               |     |       |
| (5) ボランティアの受援体制の整備              |     |       |
| (6) 帰宅困難者・滞留旅客の支援体制の整備、観光客対策の充実 |     |       |
| (7) 広域災害に対する受援・支援対策の推進          |     |       |
| (8) 地震後の大雨（複合災害）を想定した対策の推進      |     |       |

◆ 復旧・復興**対応**による減災対策

| 施策分野                         |     |       |
|------------------------------|-----|-------|
| 施策項目                         | 施策数 | 掲載ページ |
| <b>9 復旧・復興体制の整備</b>          |     |       |
| (1) 震災廃棄物処理対策の推進             |     |       |
| (2) ライフラインの早期復旧体制の整備         |     |       |
| (3) 復興体制の整備                  |     |       |
| <b>10 被災者の救済・生活支援</b>        |     |       |
| (1) 応急仮設住宅提供体制の整備            |     |       |
| (2) <b>被害</b> 認定体制の充実        |     |       |
| (3) 被災者の救済・生活支援制度の充実         |     |       |
| (4) 地域保健体制の整備（被災者の健康・精神保健対策） |     |       |

◆ 原子力防災対策

| 施策分野                              |     |       |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 施策項目                              | 施策数 | 掲載ページ |
| <b>11 地震により複合的に発生する原子力災害の防災対策</b> |     |       |
| (1) 原子力防災体制の整備                    |     |       |
| (2) 原子力防災体制の推進                    |     |       |

以下の項目は、今後、施策の具体化などを検討した上で記載

## ● 地震防災行動計画（施策項目と施策）

- （１）予防対応による減災対策
- （２）応急対応による減災対策
- （３）復旧・復興対応による減災対策
- （４）原子力防災対策

## ● 行動計画の目標指標一覧

## ● 参考資料

- ◆ 過去の地震被害
- ◆ 「迫る地震に備えましょう」パンフレット
- ◆ 岐阜県地震防災対策推進条例
- ◆ 岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱